**報告書提出**

四月二十二日委員長から次の報告書を提出した。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書

**法律公布奏上及び通知**

四月二十二日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法

# 人事異動

## 内閣

○内閣

内閣総理大臣海外出張

安倍晋三は四月二十一日インドネシア国へ出張のため出発した。

## 総務省

（各通）（四月十八日）

篠崎悦子　大谷和子

野畑幾久子　島川濱

清辻桶正次　関口博之　長田三博　永多賀谷一照　酒井善則

山下東子　村上真理子　友峰美千世

情報通信行政・郵政行政審議会委員に任命する　清水秀行　仁好美志

## 水産庁

（水産庁漁政部加工流通課課長補佐（総括班担当））農林水産技官（増殖推進部研究指導課海洋技術室長）坂本清一

さいたま水産事務所長に昇任させる

（水産庁増殖推進部研究指導課海洋技術室長）同　平石一夫

辞職を承認する（以上四月十七日）

# 皇室事項

**行幸啓**

天皇皇后両陛下は、四月十六日午前九時三十六分御出門、御参拝のため武蔵野陵及び武蔵野東陵へ、引き続き、産業殉職者を慰霊されるため、高尾みこころも霊堂（八王子市）へ行幸啓、午後三時二十八分還幸啓になった。

**御祝電**

天皇陛下は、四月二十三日イスラエル国の独立記念日につき、同月二十二日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

# 官庁報告

## 官庁事項

**法務省防災業務計画の修正要旨の公表について**

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第１項の規定に基づき、法務省防災業務計画を修正したので、同条第２項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年４月24日　法務大臣　上川　陽子

法務省防災業務計画の修正要旨

一　修正の目的　法務省組織令（平成12年政令第248号）の一部改正等に伴い、所要の修正を行った。

二　修正年月日　平成27年４月10日

三　修正の要旨　本計画における用語の定義を修正したこと等。

# 公告

## 諸事項

### 割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年４月24日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

| 名　　称 | 本店の所在地 | 許可番号 | 営業廃止年月日 |
|---|---|---|---|
| 有限会社葛飾共済互助会 | 東京都葛飾区亀有３丁目14番地10号 | 互第3037号 | 平成27年３月20日 |

### 割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成27年４月24日　　関東経済産業局長　安藤　久佳

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成27年６月23日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成27年６月23日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続から除斥されます。

| 名　　称 | 本店の所在地 | 営業廃止年月日 |
|---|---|---|
| 有限会社葛飾共済互助会 | 東京都葛飾区亀有３丁目14番地10号 | 平成27年３月20日 |

記

あて先　〒330―9715　埼玉県さいたま市中央区新都心１番地１　さいたま新都心合同庁舎１号館
関東経済産業局産業部商務・取引信用課
電話　048―600―0403

様式

申　出　書

関東経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

1　債務者の名称及び住所
2　債権額
3　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

### 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２７年（家）第３０９号**

京都市東山区問屋町通五条下る２丁目上人町433番地

申立人　玉置　辰次、玉置　桂子

本籍京都市下京区西七条中野町101番戸、最後の住所不明、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日昭和18年１月16日、出生の場所不明、出生年月日明治17年３月４日、職業不詳

被相続人　亡　竹岡　俊平

事務所京都市上京区河原町通丸太町上る桝屋町354番地の２　毎日新聞京都ビル３階

相続財産管理人　弁護士　川瀬　久雄

京都家庭裁判所